

監査委員公表 第3号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査並びに同条第2項の規定に基づく行政監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

令和3年7月26日

鹿屋市監査委員	大  蘭  純  広
同	池  田  潤
同	東    秀  哉

1 鹿屋市監査委員監査基準に準拠している旨

監査委員は、鹿屋市監査委員監査基準（以下「監査基準」という。）に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査並びに同条第2項の規定に基づく行政監査

3 監査の対象

農林商工部

産業振興課、農林水産課、畜産課、農地整備課、商工振興課、ふるさとPR課

建設部

都市政策課、道路建設課、建築住宅課

監査の対象年度 令和2年度

4 監査の着眼点

鹿屋市監査委員監査実務第11条別表監査等の着眼点（第1節 財務監査、第3節 行政監査）

5 監査の主な実施内容

財務に関する事務の執行及び一般行政事務の執行について、資料の提出を求め、事務局において、諸帳簿や関係書類等の抽出による突合などを行い、その結果を監査委員へ報告し、監査委員による監査を関係職員の説明を求め、一部現地調査を行いながら監査基準に準拠して実施した。

6 監査の日程

令和3年4月12日から令和3年5月19日まで（9日間）

## 7 監査の結果

財務監査及び行政監査については、監査基準第22条第1項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、おおむね適正であると認められたが、次のとおり改善を要する事項が見受けられた。

### (1) 財務監査の結果

#### ① 調定について

地方自治法及び鹿屋市会計規則によると、歳入を収入するときは、これを調定しなければならないとされているが、次のような事例があった。

ア 補助金の交付決定通知書を収受しているが、その調定処理が収受日で処理されていない状況が見受けられた。

(農林商工部 商工振興課)

イ 行政財産貸付料の調定処理において、調定額を年間貸付料の総額でなく、納期限毎に分割して処理している状況が見受けられた。

(農林商工部 畜産課)

#### ② 時間外勤務手当について

鹿屋市職員の給与に関する条例によると、週の正規の勤務時間超過に対して時間外勤務手当を支給するとされているが、支給額が不足している状況が見受けられた。

(農林商工部 農地整備課)

#### ③ 契約について

契約事務において、決定通知印等が漏れているものや請書の業務内容が明確にされていないもの、検査の履行が不十分なもの、再委託承諾の根拠が明確にされていないものなど、一部不適切な事務処理が見受けられた。

(農林商工部 農林水産課、畜産課、ふるさとPR課、建設部 都市政策課、建築住宅課)

#### ④ 財産について

財産管理の事務処理において、重要物品記録調書の記載漏れや物品出納簿の記載誤り、用地取得に係る境界標の不備など、一部不適切な事務処理が見受けられた。

(農林商工部 畜産課、農地整備課)

### (2) 行政監査の結果

#### ① 時間外勤務について

時間外勤務において、勤務命令時間を超過して勤務している状況が見受けられた。

(農林商工部 産業振興課)

② 貸与品貸与について

対象職員の貸与品貸与において、貸与品が貸与されていない状況が見受けられた。

(農林商工部 農林水産課、畜産課)

8 監査意見

財務監査においては、改善を要する事項として挙げたものの他に、予算執行や補助金等の交付事務などにおいて一部不備が見受けられたことから、関係所属長に対処方を指導したところである。

また、行政監査においては、改善を要する事項として挙げたものの他に、事務管理等において、一部不備が見受けられたことから、関係所属長に対処方を指導したところである。

なお、これまで述べたことを踏まえ、行財政事務の執行にあたっては、鹿屋市法令遵守等の推進に関する条例に基づき職員責務の規定の遵守を徹底するなど、内部統制の充実を図り、事務処理の改善及び適正な執行に努められたい。